

パレスチナ自治区ガザ地区における紛争の平和的解決に 全力を尽くすことを求める意見書

本年 10 月 7 日のイスラム組織ハマスによるイスラエルに対する攻撃を契機に、イスラエル軍によるパレスチナ自治区ガザ地区に対する空爆と地上侵攻が続いており、多くの子どもを含む民間人が犠牲になっている。

こうした中、国連総会は 10 月 27 日に、交戦当事者に対し、ただちに永続的な「人道的休戦」に入るよう求める決議を 121 か国の賛成で採択した。

さらに、国連安全保障理事会は 11 月 15 日に緊急理事会を開催し、「緊急かつ延長された人道的な戦闘の一時休止」と「人質の即時解放」を求める決議を採択した。

その後、イスラエルとハマスの合意により人道的な戦闘休止がされ、ハマスは人質を 105 人解放し、イスラエルは拘束するパレスチナ人を 240 人釈放したが、休止は 7 日間で終了した。

イスラエル軍はパレスチナのガザ地区全域に対して爆撃を再開するとともに、南部への地上侵攻を進めており、地区での人道状況のさらなる悪化が懸念されている。

よって、日本政府におかれては国際社会の先頭に立ち、下記の事項について強く働きかけるとともに、紛争の平和的解決に全力を尽くすことを求めます。

記

- 1 イスラエルの空爆と地上侵攻の即時停止
- 2 ハマスが拘束している人質全員の即時解放
- 3 ガザ地区における人道支援物資の供給

上記については、地方自治法第 99 条の規定により、意見書として関係機関へ提出するものとする。